

第二十章 輸出奨励金と輸入禁止

穀物輸出への奨励金は海外の消費者が支払う価格を押し下げる効果があるものの、国内市場の価格に恒久的な影響は生じない。

通常の資本利潤を確保するには、イングランドの穀物価格は一クオーター（穀物の体積単位）当たり四ポンドである必要があるが、海外価格が一クオーター当たり三ポンド一五シリングでは、輸出は採算が合わず行えない。ただし、一クオーター当たり一〇シリングの輸出奨励金（補助金）が支給されれば、海外で三ポンド一〇シリングで売ることができ、その場合の穀物生産者の利潤水準は、海外で三ポンド一〇シリングで売つても国内で四ポンドで売つても同じに保たれる。

輸出奨励金によって英國産穀物の対外価格が相手国における生産費を下回ると、英國産穀物への需要は増え、相手国産の需要は減少する。需要の拡大は当面英国内の市場価格を押し上げ、その間、対外市場での価格が奨励金の作用がもたらすほどまで下がることも一時的に食い止める。ただし、動くのは市場価格だけで、自然価格、すなわち実際

の生産費は変わらない。生産に必要な労働や資本の投入は増えないため、奨励金の導入前に農家の資本の利潤が他の産業の利潤と同程度であれば、価格上昇後の農家の利潤は他の産業のそれを大きく上回る。利潤の上昇は農業への投資を促し、資本は製造業から農業へ振り向かれる。この動きは海外で拡大した需要が満たされるまで続き、その時点での国内の穀物価格は再び自然価格に落ち着き、利潤も通常水準に戻る。一方、輸出先では供給の増加が価格を引き下げ、輸出業者の利潤は取引を継続できる最低限の水準まで圧縮される。

穀物の輸出補助金は、国内価格を変えず、海外の消費者が支払う価格を引き下げる。当初の海外価格が国内価格以上であれば、引き下げる幅は補助金額と同額になり、当初の国内価格が海外価格を上回っていた場合には、引き下げる幅は補助金額より小さくとなる。

『エディンバラ・レビュー』第五巻に掲載された穀物輸出奨励金に関する論考の筆者は、海外需要と国内需要への影響を明快に示し、また輸出国の農業を必ずや奨励することも適切に指摘した。しかし同時に、アダム・スミスをはじめこの主題の他の多くの論者をも誤りしてきた一般的な誤り、すなわち「賃金は最終的に穀物価格で決まり、したがつ

3 第二十章 輸出奨励金と輸入禁止

て他のすべての財の価格もそれに連動する」との前提を取り入れている。さらに彼は、奨励金は農業の利潤を押し上げて耕作を促す一方、国内の消費者にとつての穀物価格を引き上げ、当面は彼らのこの生活必需品の購買力を弱め、ひいては実質的な富を減らすと述べる。ただしこの影響は一時的にとどまる。労働者の賃金は以前に競争によつて調整されており、同じ原理が再びそれを以前と同じ率に調整し、貨幣賃金を引き上げ、さらにそれを通じて他の財の名目価格も穀物の名目価格の水準へと引き上げるからである。したがつて輸出奨励金は、最終的には国内市場における穀物の名目価格を押し上げる。ただしそれは直接ではなく、海外市場での需要拡大を媒介とし、その結果として国内の実質価格が高まることを通じてもたらされる。そしてこの名目価格の上昇は、いつたん他の財に伝われば、当然その水準が定着する。

もし私が、商品の価格を押し上げるのは労働の貨幣賃金の上昇ではなく、その上昇は一貫して利潤を圧迫するのだと立証できたならば、奨励金が与えられても商品の価格は上昇しないという結論に達する。

海外需要の増加による穀物の一時的な値上がりは名目賃金を押し上げるものではない。この値上がりは、従来は内需向けだった供給が海外からの需要との競争にさらされた結

果にすぎない。利潤が上がれば農業に資本が流入して供給は増えるが、供給の増加が実現するまでの間は、供給に見合うよう消費を抑えるには高値が不可欠であり、賃上げはこの調整を妨げる。穀物高は希少性の結果であり、国内の買い手の需要を抑えるための手段でもある。賃金を引き上げれば競争はいつそう強まり、穀物の価格にはさらに一段の上昇が必要になる。ここで扱う奨励金の効果の説明では、最終的に市場価格を規定する穀物の自然価格が押し上げられるような事態は想定していない。一定量を貪うのに土地でより多くの労働を要する場合に限って自然価格は上昇する。布の例では、一ヤード当たりの自然価格が二〇シリングならば、海外需要が伸びて二五シリングを超えても、そこで得られる利潤が資本を呼び込み、需要が二倍、三倍、四倍となつてもやがて供給が整い、価格は自然価格の二〇シリングへ戻る。穀物も同様で、毎年二〇万、三〇万、ないし八〇万クオーテーを輸出してても、最終的には自然価格で生産が続き、必要労働量が変わらない限り自然価格は変わらない。

アダム・スミスの著作は広く評価されているが、おそらく彼の結論が最も異論を招きやすいのは奨励金に関する章である。まず、スミスは、穀物については輸出奨励金があつても生産は増えず、奨励金の効果は実際に生産された量にしか及ばず、追加的な生産

5 第二十章 輸出奨励金と輸入禁止

を促さないと常に仮定する。彼は次のように述べる。「豊作の年には奨励金により例外的な規模で輸出が行われ、国内市場の穀物価格は本来下がるはずだった水準より高く維持される。凶作の年には奨励金はしばしば停止されるものの、豊作の年の大規模輸出のために、一つの年の豊作が別の年の不足を補う働きは、程度の差こそあれ、損なわれる。したがって、豊作でも凶作でも、奨励金は国内の穀物の貨幣価格を本来よりいくぶん高める方向に働く。」

アダム・スミスは、穀物の貨幣価格が上昇して農民にとつての収益性が高まつても、穀物の生産が必ずしも促されることは限らないという点に、自説の正しさがもっぱらかかつていたことを、十分に認識していたと見られる。

同氏は、奨励金の効果が穀物の実質価格を押し上げるか、または同量の穀物で、近隣の他の労働者が通常養われているのと同じやり方で農民がより多くの労働者を養えるようになるならば、そのような事態は起こりうると述べた。

労働者が穀物しか消費せず、しかも彼が受け取る分が生存維持に必要な最低限の水準であるなら、賃金の実物量はどんな場合でも減らせないだろうという見方には一定の根拠がある。しかし現実には、貨幣賃金が全く上昇しないこともあるし、穀物の貨幣価格

の上昇に比例して上することは決してない。穀物は重要だが、労働者の消費全体の一部にすぎないからである。仮に賃金の半分を穀物に、残り半分を石鹼、ろうそく、燃料、茶、砂糖、衣料など値上がりしない財に充てるとする。このとき、小麦が一ブツシエル八シリングなら二ブツシエルで一六シリング、価格が一ブツシエル一六シリングに上がると一ブツシエル半で二四シリングとなり、前者と同程度に支払われたことになる。したがつて穀物が一〇〇パーセント上昇しても、賃金は五〇パーセントの上昇にとどまる。このため他の部門の利潤が従前どおりなら、資本は農業に向かいやすくなる。同時に、この賃金上昇は製造業者にも資本を製造から農業へ移す動機を与える。農家は產品価格を一〇〇パーセント上げても賃金増は五〇パーセントで済む一方、製造業者は賃金を五〇パーセント引き上げても製品価格が上昇しないため費用増を吸収できないからである。結果として資本は製造から農業へ移り、供給が増えて小麦価格は一ブツシエル八シリング、賃金は週当たり一六シリングへ戻り、両部門の利潤は同水準となつて資本移動は收まる。この過程で穀物耕作が拡大し市場の追加需要が満たされ、労働維持基金が増えて賃金は上昇する。暮らし向きの改善は婚姻を促して人口が増え、穀物への需要は穀物の価格を他の財に対して相対的に押し上げるが、農業に資本が収益的に投じられて供給が

需要に合うまで流入が続き、やがて価格は再び下がって農業と製造の利潤は再び均される。

穀物価格が上昇した後の賃金が据え置きか小幅の上昇か大幅の上昇かは、この問題にとつては重要ではない。賃金は農家と製造業者の双方で支払われるため、この点では穀物高の影響は等しいからである。他方、利潤への影響は異なる。農家は値上がりした価格で販売できる一方、製造業者は従来と同じ価格でしか販売できない。この利潤格差が資本移動を促し、資本は農業へ流れる。結果として穀物の生産は増え、工業生産は減少する。それでも工業品価格は上昇しない。輸出した穀物と引き換えに必要な工業品を海外から調達できるからである。

奨励金によつて穀物価格が上昇する場合、それが他の財に対する相対価格の上昇を伴う場合と伴わない場合がある。相対価格が上昇すれば、農家の利益は増え、供給が増えて価格が再び下がるまで、資本は農業に流れ込みやすい。相対価格が上昇しなければ、国内の消費者の不利益は、税を支払うという負担にとどまる。製造業者が穀物により高い価格を支払うとしても、最終的に自社製品をより高い価格で販売し、その対価で穀物を購入することになるため、その分は補われる。

アダム・スミスの誤りは、エデインバラ・レビュー誌の論者と同じ誤解に由来する。

両者は、穀物の貨幣価格が国内で生産される他のあらゆる商品の価格を左右すると考えているからである。スミスは、穀物の貨幣価格が労働の貨幣価格を左右し、賃金は労働者が自分と家族を養えるだけの穀物を買える水準でなければならないと述べる。さらに、社会の進展・停滞・衰退の局面に応じて、雇用者は労働者を厚くも、ほどほどにも、薄くも養わざるを得ないとする。また、穀物の貨幣価格は土地の粗生産物の貨幣価格を通じて製造業の原材料価格を、労働の貨幣価格を通じて製造における技能と労働の報酬を左右し、その双方の影響によって最終製品の価格が決まるとする。結論として「労働の貨幣価格と、土地または労働の産物すべての貨幣価格は、穀物の貨幣価格に比例して必然的に上下する」とまとめた。

アダム・スミスのこの見解には、私は以前にも反論を試みた。スミスは、穀物高が商品の全面的な値上がりを不可避とみなし、増加分の負担を賄う手立てが他にないかのように論じているが、利潤の存在とその調整機能を見落としている。実際には、価格を据え置いて利潤を縮めれば、その分で負担を吸収できる。もしこの説が正しいならば、資本がどれほど蓄積しても利潤は実質的に低下しないはずである。賃金が上昇したときに、

農業者は穀物を、織物や帽子、靴などの製造業者は自らの商品を、それぞれ同じ幅で値上げできるのだとすれば、上昇するのは名目価格だけで相対価値は変わらない。各業種は他業種の財を従来通り同じ量だけ入手でき、富の本質は貨幣ではなく財にある以上、重要なのはその点である。しかも、農産物や製品が一斉に値上がりして不利益を受けるのは、資産を金銀で保有する人や、年収を地金や貨幣といった一定量の金属で受け取る人に限られる。では貨幣の使用をやめ、取引をすべて物々交換にしたと仮定しよう。そういう状況で穀物は他の財に対する交換価値を高められるのか。高められるというならば、穀物が他のすべての商品の価値を定めるという命題は成り立たない。というのも、その役割を果たすには、穀物の相対価値はそれらに対しても変動しないはずだからである。高められないというならば、土地の肥瘦、労働の多寡、機械の有無にかかわらず、穀物は常に他の財と等量で交換されると認めなければならない。

もつとも、アダム・スミスの一般的な主張は先の見解とおおむね一致しているものの、彼は著作の一部で価値の性質を正確に述べているように見える。「金銀と他の財の価値の比は、一定量を市場に供給するのに必要な労働量の比に常に依存する」とスミスは記す。したがって、ある種類の財だけ市場に出すのに要する労働が増え、他の財では増え

ないとき、その財の相対価値は上昇する。布や金を市場に出すのに必要な労働が増えなければ両者の相対価値は変わらないが、穀物や靴により多くの労働が要るようになれば、穀物や靴は布や金貨に対して相対的に値上がりする。

アダム・スミスは再び、輸出奨励金の効果は貨幣価値の部分的な低下を引き起こすものだと考えている。彼は「鉱山の産出量の増大に伴う銀の価値の低下は、商業世界の大部分で等しく、あるいはほぼ等しく作用し、どの特定の国にとつても取るに足らない問題である。名目価格が一斉に上昇しても、それらを受け取る人々は実質的により裕福にもより貧しくもならない。銀製食器一式は実質的に安くなり、その他の品目は以前と同じ実質価値を保つ」と述べる。この指摘は極めて的確で妥当である。

しかし、特定の国の事情や政治制度の影響で、その国の中だけ銀の価値が下がるならば、問題は極めて深刻である。特定の誰かが潤うのではなく、人々を等しく貧しくするからである。この場合、その国の物価、すなわち商品価格は上昇し、国内の各産業は程度の差はあっても萎縮する傾向がある。同時に、外国は、その国の労働者が必要とする量よりも少ない銀でほとんどあらゆる財を供給できるため、海外市場はもとより国内市场でさえも、その国の生産者を安値で出し抜くことができる。

農産物と製造品の双方に及ぶ「貨幣価値の部分的下落」は恒久的でありえない。ここでいう「部分的下落」とは、貨幣の価値が下がり、その結果として諸商品の価格が高い状態を指す。金銀が最も安い市場で自由に購買に用いられる限り、他国のより安い商品が買われ、その支払いのために金銀は輸出され、国内の保有量が減るにつれて貨幣の価値は上昇する。その結果、物価は通常の水準に戻り、海外市場向きの品は従来通り輸出される。

したがって、この点を根拠に奨励金や補助金に反対するのは妥当ではない、と私は思う。

穀物への奨励金が他の財に対して相対的に穀物の価格を押し上げるならば、農家は恩恵を受け、より多くの土地が耕作される。奨励金が穀物の相対価格を他の財に対して引き上げないならば、伴う不利益は奨励金を支払うことだけに限られる。その不利益を、私も隠したり過小評価したりするつもりはない。

スマス博士は、穀物の輸入に高関税を課し、輸出に奨励金を与える政策は、地主が製造業者のやり方を真似て自らの財の価値を引き上げようとしたものだと指摘する。しかし彼らは、自然が穀物と他の多くの財との間に設けた本質的な違いを見落としていると

いう。製造業者の場合、上記のいづれかの手段でそれまでよりいくらか高く売れるようすれば、名目価格だけでなく実質価格も上昇し、それらの製造業者の実質的な利益や富、収入も増えて産業は促進される。一方、穀物では上昇するのは名目、すなわち貨幣価格にとどまり、実質価値は変わらず、農民や地主の実質的な富も増えず、穀物の生産の後押しにもならない。自然が穀物に与える実質価値は貨幣価格の変更だけでは動かず、一般に穀物が養える労働の量に等しいと結論づける。

既に示したように、奨励金の影響で需要が増加すると、必要な追加供給が得られるまで穀物の市場価格は自然価格を上回り、その後に自然価格に戻る。ただし穀物の自然価格は他の商品ほど固定的ではない。大きな追加需要が生じれば、劣等地にまで耕作が広がって一定量の生産に要する労働が増えるため、自然価格自体が上昇する。したがって穀物輸出への奨励金を継続すれば、穀物価格には恒久的な上昇傾向が生じ、これは私が他で示したように地代を必ず引き上げる。結果として、在郷や地方の地主は穀物の輸入禁止と輸出奨励の双方に一時的にとどまらず恒久的な利害関係や利益を持つ一方、製造業者には商品の輸出奨励に恒久的な利害関係や利益はなく、その利害は全て一時的である。

製造品の輸出に対する奨励金は製造品の市場価格を押し上げるが、自然価格は動かさないとスミス博士は指摘している。同じ条件ならば、労働者数が従前の一〇〇人から二〇〇人に増えれば生産量は二倍になり、必要な資本が投下され、所要量の製造品が供給されればその価格は自然価格に戻る。したがって、製造業者の高い利潤は市場価格が上昇した直後から追加供給が確保されるまでの過渡期に限られ、価格が落ち着けば製造業者の利潤は直ちに一般水準に戻る。

アダム・スミスの「地主は、製造業者が製造品の輸入禁止に持つほどには、穀物の輸入禁止に大きな利害を持たない」という見解には賛成できない。地主の利益は持続的だが、製造業者の利益は短期的にとどまるからである。スミスは、自然是穀物と他の財との間に本質的な差を設けていたと述べたが、むしろそこから導くべき結論は逆であり、その差こそが地代を生み、地主が穀物の自然価格の上昇に明確な利害を持つ根拠となる。本来比較すべきは製造業者と地主ではなく製造業者と農業者であり、農業者の利害は地主とはつきり異なる。製造業者は自らの財の自然価格の上昇に利害を持たず、農業者も穀物や他の一次産品の自然価格の上昇に利害を持たない。ただし、市場価格が自然価格を上回っている間は両者とも利益を得る。これに対し、地主は穀物の自然価格の上昇に

最も明確な利害を持つ。地代の上昇は一次産品の生産が難しくなることの不可避の結果であり、そうした困難なしに自然価格は上昇しないからである。さらに、輸出奨励金や穀物の輸入禁止は需要を押し上げ、より劣る土地の耕作を促し、生産の困難を必ず増す。製造品であれ穀物であれ、輸出奨励金の唯一の効果は、資本を本来自然には向かわない部門に振り向けることに尽きる。これは経済全体の資本配分をゆがめ、製造業者に相対的に収益性の低い仕事を開始または継続するよう補助金で無理に促す。これは課税の中でも最悪の部類に属し、国内から取り立てた分がそのまま外国に渡るわけではなく、損失の差額は社会全体の資本の非効率な配分という形で現れる。たとえば穀物価格がイングランドで四ポンド、フランスで三ポンド一五シリングのとき、一〇シリングの奨励金は最終的にフランスの価格を三ポンド一〇シリングまで引き下げる一方、イングランドの価格は四ポンドのままにとどまる。イングランドは一クオーターの輸出ごとに一〇シリングの税を負担する。フランスの利益は輸入一クオーター当たり五シリングにすぎない。したがって、このような資本の配分によって世界の生産は縮小し、穀物ではなく他の必需品や嗜好品・娯楽財の分野で、一クオーター当たり五シリング分の価値が失われる。

ブキヤナンは、奨励金をめぐるスミス博士の議論の誤りを見抜き、先に引用した一節について次のように述べた。「自然が穀物に固有の価値を与え、それは貨幣価格がどう動いても変わらないと主張するスミス博士は、使用価値と交換価値を混同している。小麦一ブッシュで養える人数は豊作でも凶作でも変わらないが、希少なときの一ブッシュエルは、潤沢なときより多くの贅沢品や便利品と交換できる。だから、食料の余剰を売ることのできる地主は、凶作時にはより裕福になる。余剰を、潤沢なときよりも高い価値で他の贅沢品や便利品に替えられるからである。したがつて、奨励金が穀物の強制輸出を招いたとしても、実質的な価格上昇は起こらないとする議論は成り立たない。」この点に関する氏の論証は明快で説得力があり、妥当だといえる。

ブキヤナンは、スミス博士やエディンバラ・レビューの寄稿者と同様に、賃金上昇が製造品の価格に及ぼす影響を正しく理解していないように見える。ブキヤナンは賃金は穀価と結び付かないとして、そのため穀物の実質価値は賃金に影響せずに上昇しうるし、実際に上昇すると考える。しかし賃金が動くならば、スミスらと同様に製造品の価格も上昇すると主張するだろう。そうなると、こうした穀価の上昇を貨幣価値の下落とどう区別し、またスミス博士の結論以外にどうして至り得るのかが分からぬ。『国富論』

第一巻二七六頁の注では、穀価は他の粗生産物や金属、石炭、木材、石などの価格も、賃金も左右しないのだから、製造品の価格も左右しないと述べる。そして、穀価を引き上げる限り奨励金は農民の実益であり、政策の是非はこの点から論じるべきではないとし、穀価の引き上げによる農業への後押しは認められるべきだと結ぶ。要するに、奨励金が賃金を上げない限り農民に利益だが、賃金を押し上げるならば物価全般を比例的に引き上げ、農業への特別な奨励にはならない、という立場である。

ただ、商品の輸出に対する奨励金は貨幣の価値をわずかに下げる傾向があるのは確かである。輸出を促すものは国内に貨幣を蓄積させる傾向があり、逆に輸出を妨げるものは国内の貨幣量を減らしがちである。一般に課税は課税対象商品の価格を押し上げて輸出を縮小させ、その結果、貨幣の流入を抑える。同じ原理で奨励金は貨幣の流入を後押しする。この点は課税に関する総論でより詳しく説明してある。

重商主義の弊害は、スミス博士がすでに十分に明らかにしている。この制度のねらいは、外国との競争を禁止することで国内市場の価格を引き上げることにあり、農業だけが特別に不利益を受けたのではなく、他の部門と同程度の不利にすぎなかつた。この制度は、資本を本来向かうべきでない分野に押し込むことで、社会全体の産出をかえつて

縮小させた。価格は長く高止まりしたが、その理由は希少性ではなく生産の困難さにあつた。このため、必要な量の資本がその生産に投入されるようになると、売り手は高値で売れてもコスト高のため利潤は増えなかつた。

製造業者自身も消費者としてそうした商品の価格の上乗せ分を負担している。したがつて、会社に関する法規や外国産品の輸入に課される高関税がもたらす価格上昇分を、最終的にはどこでも国内の地主・農民・労働者が負担していると言うのは正しいとは言えない。

いま、この指摘の重要性はいつそう増しており、この点を改めて明確に強調しておきたい。現に、地主たちがアダム・スミスの権威を持ち出し、外国産の穀物に同様に高い関税を課す根拠としているからである。立法上の一つの誤りによつて生産費がかさみ、その結果、各種の製造品について消費者が支払う価格が引き上げられているからという理由で、公正の名のもとに、国民は黙つて新たな負担を受け入れるよう求められてきた。私たちがリネンやモスリン、綿製品に上乗せを支払つているのだから、穀物にまで同様の上乗せを支払うのが公正だと考えられている。さらに、世界的な分業のもとで、製造品において世界全体の労働が得られる産出の最大量を、私たち自身が妨げてきたのだが

ら、原料の供給における社会全体の労働の生産性まで低下させて、自らを二重に罰するべきだとされる。誤った政策の結果を認め、普遍的な自由貿易という健全な原則へと、直ちに段階的な復帰に着手するのが賢明である。

セイは、誤つて「貿易収支」と呼ばれるものについて論じる際に既に述べたように、商人にとつて他の財より貴金属を輸出する方が得であるならば、彼がそれらを輸出するのが国家にとつても利益だと指摘する。国家の得失は国民を通してのみ生じ、対外取引に関しては個人にとつて最善の選択が国家にとつても最善となるからである。したがって、個人が行おうとする貴金属の輸出を妨げれば、個人にも国家にも、より不利な財への置き換えを強いるだけだという。ただし同氏は「私が言うのは『外国貿易に関するのみ』だ」と断つている。国内の同国人同士の取引や植民地との排他的通商で得られる利潤は、国家の利益にすべて算入されるわけではなく、同一国内の取引で得られるのは「生産された有用性の価値」に尽きる（『経済学概論』第一巻四〇一頁）。私は、ここで設けられている国内貿易と外国貿易の利潤の区別が理解できない。貿易の目的は生産物の量を増やすことにある。例えば、ワイン一樽の購入について、私が一〇〇日分の労働の産出価値で買い求めた地金を輸出して支払えるのに、政府が地金の輸出を禁じ、一〇

五日分の労働価値で買った他の商品での支払いを私に強いれば、その差の五日分の労働の産出が私にも、ひいては国家にも失われる。しかし、これらの取引が同一国内の異なる州の個人どうしの間で行われる場合でも、購入に用いる財の選択が自由であれば、同じ利得が個人にも、ひいては国にも生じ、政府が最も不利な財での支払いを強いれば、同じ不利益が生じる。石炭が豊富な土地では、製造業者は同じ資本でより多くの鉄を加工でき、その差分だけ国は利益を得る。だが、どこにも石炭が豊富でないとしても、鉄を輸入し、同じ資本と労働で別の商品を製造してそれと交換することによってこの追加分の鉄を得られるならば、やはりその追加分だけ国に利益がもたらされる。本書第六章で論じた通り、貿易は内外を問わず、生産物の価値を高めるのではなく量を増やすことによつて有益である。最も有利な国内貿易や外国貿易を行う場合でも、禁止的な法制に縛られて最も不利な取引に甘んじる場合でも、価値の総量はいつそう大きくならない。利潤率も生産された価値も同じであり、利得は常に、セイが国内取引に限るとしている「生産された有用性の価値」に帰着する。